



事務連絡

平成16年10月26日

新潟県土木部技術管理課 御中

国土交通省総合政策局建設業課

平成16年新潟県中越地震により被害の生じた建築物等に係る解体工事等を実施する上での  
アスベストの取扱いについて

標記については、平成16年10月26日付国総建第220号で通知しているところですが、アスベストを初めとする建築物等に一般的に使用されている有害物質等の確認方法及び処理方法等について網羅的にまとめた「建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い（編集：建設副産物広報推進会議）」を送付いたしますので、貴機関におかれては、建築物等に係る解体工事等においてアスベストが適正に取り扱われるため、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項に基づき対象建設工事の届出をされた方に周知していただきますようご連絡いたします。

また、この旨貴管下市町村に対し、周知方併せてお願い申し上げます。

問い合わせ先 国土交通省 総合政策局 建設業課 白川

東京都千代田区霞が関2-1-3

TEL 03-5253-8111 (内24-744)

Fax 03-5253-1553

E-mail shirakawa-m275@mlit.go.jp